

「働く人の能力開発を行う事業主向けの助成金」

助成金名	キャリア形成促進助成金	職場適応訓練費
目的	企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として各種取組みを行う事業主に対して助成すること	実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせること
該当事業主	<p>①雇用保険の適用事業の事業主</p> <p>②年間職業能力開発計画を作成し、その内容を雇用する労働者に対して周知していること</p> <p>③職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任届を提出していること</p> <p>④次のいずれかに該当していること</p> <p>A) 訓練給付金 キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者の目標が明確であり、職業に必要な専門的な知識もしくは技能を修得させるための職業訓練等を受けさせること。職業訓練は1コース当たり10時間以上であり、OJTは対象外。</p> <p>B) 職業能力開発給付金 キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者の申し出により、教育訓練、職業能力評価、キャリア・コンサルティングを受けるための職業能力開発休暇を与えること</p> <p>C) 長期教育訓練休暇制度導入奨励金 キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、労働協約又は就業規則の定めるところにより、連続1ヶ月以上の長期教育訓練休暇又は5年以下の期間に1回以上の休暇（連続2週間以上）を与える制度を導入し、当該休暇制度より長期教育訓練休暇の取得者が生じること。</p> <p>D) 職業能力評価推進給付金 キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、当該事業者が行う職業能力評価を受けさせること</p> <p>E) キャリア・コンサルティング推進給付金 キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、キャリア・コンサルティングを受けさせる体制を整備すること</p>	<p>①雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者をA)～E)に該当する事業主に委託する。</p> <p>A) 職場適応訓練を行う設備的余裕があること</p> <p>B) 指導員としての適当な従業員がいること</p> <p>C) 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険等に加え、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること</p> <p>D) 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること</p> <p>E) 職場適応訓練終了後、引続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること</p> <p>②訓練期間は6ヶ月（重度の障害者に係る訓練等は1年）以内です。なお、短期の職場適応訓練については2週間（重度の障害者に係る訓練は4週間）以内</p>
受給できる金額	<p>①訓練給付金</p> <p>A) 職業訓練を受けさせる場合の経費の1/4（中小企業事業主の場合は1/3）</p> <p>B) 職業訓練期間中のその雇用する労働者の賃金の1/4（中小企業事業主の場合は1/3）</p> <p>C) 対象若年未就職者を雇用し、デュアル訓練実施計画を作成するとともに、当該対象若年未就職者に対してデュアル訓練を実施した場合には、上記助成率の1/4を1/3に、また1/3を1/2に引上げ、デュアル訓練実施計画策定費として15万円を1事業所に1回限り支給</p> <p>②職業能力開発休暇給付金</p> <p>A) 職業能力開発休暇期間中の教育訓練の受講及び職業能力評価の受験に要した費用の1/4（中小企業事業主の場合は1/3）</p> <p>B) 職業能力開発休暇期間中のその雇用する労働者の賃金の1/4（中小企業事業主の場合は1/3）</p> <p>③長期教育訓練休暇制度導入奨励金</p> <p>A) 連続1ヶ月以上の休暇制度を導入した場合の30万円（最初の休暇取得者が発生した場合のみ1回限り支給）</p> <p>B) 5年以下の期間に1回以上の休暇（連続2週間以上）を与える制度を導入した場合は15万円（最初の休暇取得者が発生した場合のみ1回限り支給）</p> <p>C) 休暇取得者が発生した場合には、休暇取得者1人につき5万円（休暇取得者が20人を超えるときは20人を限度）</p> <p>④職業能力評価推進給付金</p> <p>A) 職業能力評価の受検に要する費用の3/4</p> <p>B) 職業能力評価期間中のその雇用する労働者の賃金の3/4</p> <p>⑤キャリア・コンサルティング推進給付金</p> <p>A) 専門機関等へのキャリア・コンサルティングに係る年間委託費用の1/2</p>	<p>①事業主は、訓練費として職場適応訓練生1人につき月額24千円（重度の障害者25千円）が支給される。なお、短期の職場適応訓練については、日額960円（重度の障害者1千円）支給。</p> <p>②職場適応訓練生は雇用保険の失業等給付が支給。</p>

	B) 企業内キャリアコンサルタントを配置し、キャリア・コンサルティングを実施した場合は15万円（1事業所1回限り支給）	
問い合わせ先	事業所が所在する都道府県の独立行政法人雇用・能力開発機構の各都道府県センター	最寄りの公共職業安定所